

証券コード 9044  
平成25年6月3日

株 主 各 位

大阪市中央区難波五丁目1番60号  
(本社事務所  
大阪市浪速区敷津東二丁目1番41号)  
南海電気鉄道株式会社  
代表取締役社長 亘 信 二

## 第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、なにとぞ同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月20日(木曜日)午後5時50分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日(金曜日)  
午前10時 (午前9時受付開始)
2. 場 所 大阪市浪速区難波中三丁目4番36号  
大阪府立体育会館2階第1競技場  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を)  
ご参照下さい。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 1 第96期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
- 2 会計監査人及び監査役会の第96期連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.nankai.co.jp/ir/soukai/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載のほか、上記の当社ホームページに掲載の連結注記表及び個別注記表となります。
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、東日本大震災からの復興需要による景気の下支えがあったものの、長期化する電力需給問題のほか、欧州や中国経済の減速等の影響により、景気は依然として停滞した状況のまま推移いたしました。

このような経済情勢の下におきまして、当社グループでは、2年目に入った中期経営計画「凜進130計画」に掲げる基本方針に従い、引き続き事業の効率化及び拡大と成長に向けた取組みを進めてまいりました。

この結果、当期の営業収益は1,844億12百万円（前期比1.4%増）となり、省力化と経費節減に努めた結果、営業利益は219億73百万円（前期比20.1%増）となりました。また、支払利息の減少等により、経常利益は154億74百万円（前期比39.8%増）、当期純利益は75億18百万円（前期比32.2%増）となりました。

以下、各事業（セグメント）につきまして、事業の概況をご報告申し上げます。

なお、昨年4月1日付で実施した駅ビジネス再編に伴い、セグメント区分を一部変更しております。このため、前期比につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えたうえで算出しております。

#### ① 運輸業

鉄道事業におきましては、営業面では、関西国際空港における格安航空会社（LCC）の就航便数増加に伴い、空港線の利用促進と空港アクセスの改善をはかるため、同空港と関西主要都市とを結ぶ企画乗車券のラインナップを充実させたほか、ラピート特急券と乗車券をセットにした「関空トク割 ラピートきっぷ」を新たに発売いたしました。また、駅ナンバリングの導入や関西空港駅における「南海ツーリストサポートセンター」の設置に加え、交通系ICカードの全国相互利用への対応等、海外を含む沿線外からの旅客向けの施策を強化し、提供するサービスの品質と利便性の向上に努めました。このほか、昨年4月1日の和歌山大学前駅開業にあわせて、南海線のダイヤ変更を実施し、特急「サザン」を平日、土・休日ともに上下各2本増発する一方、輸送体制のさらなる効率化をはかりました。施設・車両面では、旅客サービスの改善と運転保安度の向上をはかるため、南海線において、8000系新造車両8両を投入するとともに、南海本線と歌山市駅においてバリアフリー化整備を完了させました。また、かねてより進めてまいりました泉大津市内の南海本線連続立体交差化工事において、下り線の高架工事が完成し、8月4日から上下線とも高架上での運転を

開始したことに伴い、8か所の踏切道を廃止いたしました。

以上のような諸施策もあり、輸送人員は2億25百万人（前期比0.7%増）となり、平成19年度以来5年ぶりに増加に転じました。

バス事業におきましては、昨年10月に供用を開始した関西国際空港第2ターミナルビルへの旅客輸送を実施するとともに、同空港のアクセス改善の一環として、空港リムジンバス梅田線及び神戸線において、早朝・深夜の運行時間帯を拡張いたしました。また、大阪市交通局からの運行受託路線の拡大や深夜バス路線の新設等、各種の増収策を講じました。

海運業におきましては、当社鉄道線とフェリーを組み合わせた企画乗車船券「好きっぷ2000」の販売に注力したほか、自転車無料キャンペーンをはじめ、自治体とタイアップした各種のキャンペーンを展開するなど、需要の喚起に努めました。

貨物運送業におきましては、大型・大量輸送商品の海上貨物輸送の拡大をはかる一方、医薬品専用定温倉庫や温度管理コンテナ等を活用した温度管理輸送に注力するなど、高付加価値サービスの提供に努めました。

この結果、運輸業の営業収益は860億97百万円（前期比2.0%増）となり、営業利益は118億96百万円（前期比15.0%増）となりました。

## ② 不動産業

不動産賃貸業におきましては、パークスタワーをはじめ各物件において、稼働率の維持向上と運営体制の効率化に努めました。また、海外を中心に高い評価を得ているインターナショナル・サービスアパートメント「フレイザーレジデンス南海大阪」において、長期滞在客の獲得に注力するとともに、客室単価アップによる収益の拡大に努めました。

不動産販売業におきましては、南海林間田園都市・彩の台において、新街区「シーズンテラス」の販売を開始したほか、各経営地において宅地及び戸建住宅の分譲を進めました。また、分譲マンション「ヴェリテ帝塚山万代」、「ヴェリテ永和駅前」（近鉄奈良線）及び「神戸三宮ブリーズレジデンス」の販売促進に注力するとともに、近鉄大阪線河内山本駅前において新たに分譲マンション事業に参画し、業容の拡大に努めました。

この結果、不動産業の営業収益は250億23百万円（前期比1.8%増）となり、営業利益は57億15百万円（前期比12.2%増）となりました。

## ③ 流通業

ショッピングセンターの経営におきましては、昨年4月に開業したライブホール「Zepp Namba (OSAKA)」と、なんばCITY、なんばパークス及び高島屋大阪店の4施設共同でイベントを実施するなど、なんばエリアとしての連携を深めることにより、当社施設の売上拡大に努めました。また、なんばCITYに

においてスーパーマーケット「成城石井」を新たに誘致するなど、各施設の魅力を維持向上させるため、顧客ニーズに対応した店舗の誘致に努めました。

駅ビジネス事業におきましては、昨年4月1日、当社グループの駅ビジネスを再編・強化するため、ショップ南海を柱とする駅周辺商業賃貸事業及びコンビニエンスストア「アンスリー」の運営事業を、南海商事グループに集約・一元化いたしました。また、大阪市交通局御堂筋線天王寺駅において、駅ナカ商業施設「ekimo（エキモ）天王寺」の開業準備を進めました。

その他といたしましては、直営事業の拡大をはかるため、文具・雑貨小売事業に進出し、なんばCITY及びイオンモール鶴見緑地において、デザイン文具店「スタイルディー」を出店するとともに、京阪神及び首都圏のショッピングセンターにおいて、お客さまのニーズに即した商品を販売するプッシュカートショップを展開いたしました。

この結果、流通業の営業収益は259億78百万円（前期比3.7%増）となり、前期末をもってしかなCITYの営業を終了したことや減価償却費の負担が減少したこと等により、営業利益は27億95百万円（前期比81.0%増）となりました。

#### ④ レジャー・サービス業

遊園事業におきましては、みさき公園において、動物とのふれあいを重視した体験型イベントや、夜の動物園めぐりと星空観察等を組み合わせた「Night Zoo」を開催したのをはじめ、夏のプール営業期間中、前年に続きアイドルグループ「NMB48」をイメージキャラクターに起用するなど、ファミリー層や中高生を中心にお客さまの誘致に努めました。

旅行業におきましては、中国との関係悪化という厳しい環境下にありましたが、出張やビジネス需要をターゲットにした営業を強化する一方、イベント・会議の運営支援等、お客さまのご要望にきめ細やかに対応するソリューション営業に注力し、提供するサービスの品質向上に努めました。

ホテル・旅館業におきましては、ホテル中の島において、各種媒体を活用し、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害からの復興を積極的にアピールするとともに、新たに早割プランを導入するなど、宿泊客の回復に向けた取組みに注力いたしました。

ボートレース施設賃貸業におきましては、場外及び他のボートレース場の舟券発売を強化するため、ボートレース住之江外向発売所「ボートパーク住之江」の新設工事を進めました。

ビル管理メンテナンス業におきましては、民間事業者のほか、官公庁等からの新規管理物件の獲得に注力いたしました。

その他といたしましては、葬祭事業におきまして、葬儀会館「ティア浜寺」及び「ティア枚方」をそれぞれ開業し、13会館体制といたしました。また、シニアビジネスへの参入として、有料老人ホーム「南海ライフレーションあび

こ道」の開業準備を進めました。

この結果、レジャー・サービス業の営業収益は339億40百万円（前期比0.6%増）となり、ホテル・旅館業において紀伊半島大水害の影響からの回復があったこと等により、営業利益は9億62百万円（前期比56.0%増）となりました。

#### ⑤ 建設業

建設業におきましては、厳しい事業環境の下、かねてより民間住宅工事に加え、官公庁・民間非住宅工事の受注活動に精力的に取り組んでまいりました結果、当期は受注工事高及び完成工事高がともに増加し、営業収益は392億80百万円（前期比0.7%増）となり、営業利益は8億75百万円（前期比0.9%増）となりました。

#### ⑥ その他の事業

その他の事業につきましては、営業収益は18億1百万円（前期比28.4%増）となり、営業利益は1億31百万円（前期比13.7%減）となりました。

### (2) 対処すべき課題

当社グループをとりまく経営環境は、関西国際空港におけるLCC就航便数の増加や円安に伴う訪日外国人旅客の増加等の明るい材料が見られるものの、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少、梅田・天王寺地区での大規模開発に伴うエリア間競争の激化、電力需給問題の長期化とこれに伴う電力料金値上げ等の影響により、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況の下、当社グループでは、現在推進中の中期経営計画「凜進130計画」も後半に入り、その目標達成の成否を決する正念場を迎えております。こうした認識に立ち、当社グループの役職員全員が強い志をもって、計画の完遂をめざして力強く邁進してまいりたいと存じます。

運輸業におきましては、お客さまの生活を支える公共交通機関として、安全・安心の維持向上を最優先に、災害対策の強化や運転保安度の向上に継続して取り組む一方、旅客需要に適応した効率的な輸送体制の整備をはかってまいります。また、関西国際空港へのアクセスを担う当社グループの特性を活かし、訪日外国人旅客やLCC旅客をターゲットとした商品・サービスの開発及び販売体制をより一層強化するとともに、関西各地とを結ぶ輸送サービスを拡充し、空港関連旅客の利便性向上をはかってまいります。

不動産業におきましては、不動産賃貸業において、既存物件の収益力強化と運営体制の効率化に取り組むとともに、沿線外や首都圏においても収益物件の取得に乗り出すなど、事業基盤の強化に努めてまいります。また、これまで培ってきた当社グループの総合力・ノウハウを活かし、プロパティ・マネジメント事業（不動産管理運用受託事業）を収益事業として育成してまいります。不動産販売業

では、各経営地において、顧客需要に即した戸建住宅分譲事業を推し進めるとともに、大手デベロッパーとの共同事業を積極的に進めるなど、マンション分譲事業のノウハウ蓄積と業容拡大に努めてまいります。

流通業におきましては、旗艦商業施設であるなんばCITY及びなんばパークスにおいて、集客力のある店舗の誘致を進める一方、梅田や天王寺エリアに対抗するため、なんば・心斎橋エリアとしての連携・プロモーションの強化をはかってまいります。また、大阪市交通局御堂筋線天王寺駅に続き、なんば駅及び梅田駅において駅ナカ商業施設「ekimo（エキモ）」の開発を進めるとともに、これによって得られるノウハウを活用し、駅ビジネス事業を強化してまいります。このほか、新たに参入した文具・雑貨小売事業の多店舗展開を進めるなど、流通小売事業の拡大に努めてまいります。

レジャー・サービス業におきましては、国内外からの旅客誘致をさらに進めるため、グループ内外における連携を強化し、世界遺産・高野山をはじめ、当社グループの事業エリアに存する豊富な観光資源を組み込んだ観光・集客商品の開発に取り組んでまいります。また、ビル管理メンテナンス業において、規模の拡大による事業基盤の強化に努めるほか、シニアビジネスをはじめ、成長が期待できる新たな事業領域へ積極的に進出し、当社グループが提供するサービスの充実をはかってまいります。

建設業におきましては、工事原価管理の徹底等による事業の効率化を追求し、労務費や建設資材価格の高騰局面においても、安定的に利益を確保しうる事業構造への変革をはかる一方、シニア・リフォーム・環境・医療福祉関連等、鉄道関連工事分野に続く新たな事業分野の開拓を進めてまいります。

さらに、南海ターミナルビル再生計画の集大成となる南海会館ビル建替計画を推進し、先進医療・予防医療機能、都心型の会議・展示機能及び世界に向けた情報発信機能等の新たな機能を兼ね備えたビルに再生させることで、当社グループの最重要拠点であるなんばエリアを関西広域の国際活動拠点として整備し、激しさを増すエリア間競争に果敢に挑んでまいります。

このように、財務体質の改善とのバランスを考慮しつつ、新たな収益の柱の確立に注力する一方、事業の効率性を最大限まで追求し、当社グループが一丸となって、経営基盤の強靱化と企業価値の向上をめざしてまいりますと存じます。

### (3) 資金調達の状況

設備資金及び社債の償還に充当するため、株式会社日本政策投資銀行からの44億10百万円をはじめ所要の借入を行うとともに、当社におきまして、平成24年6月4日に第35回無担保社債100億円を、平成25年3月15日に第36回無担保社債100億円をそれぞれ発行いたしました。

なお、当期末の借入金及び社債の残高は4,696億99百万円となり、前期末に比し106億46百万円の減少となりました。

### (4) 設備投資等の状況

① 当期中に完成した主な工事等は、次のとおりであります。

#### 運輸業

南海本線北助松駅・忠岡駅間（泉大津市内）連続立体交差化工事（下り線）

南海本線と歌山市駅改良工事

高野線百舌鳥八幡駅改良工事

南海線車両新造工事（8両）

堺変電所1号シリコン整流器更新工事

バス車両新造工事（52両）

大阪府泉佐野市りんくう往来北2番13の土地取得

#### 不動産業

スイスホテル南海大阪浴室更新工事（28階～31階）

#### レジャー・サービス業

大阪市住之江区泉一丁目191番13ほか5筆の土地（ボートレース住之江敷地の一部）取得

葬儀会館「ティア浜寺」及び「ティア枚方」建設工事

「瀨峡めぐりの里 熊野川」建設工事

#### その他（各事業共通）

南海なんば第1ビル建設工事

② 当期末現在施行中の主な工事等は、次のとおりであります。

運輸業

南海本線浜寺公園駅・北助松駅間及び高師浜線羽衣駅・伽羅橋駅間（高石市内）連続立体交差化工事

南海本線北助松駅・忠岡駅間（泉大津市内）連続立体交差化工事

高野線三国ヶ丘駅改良工事

南海線列車運行管理システム更新工事

運転状況記録装置設置工事

南海線新型ATS導入工事

低床式車両（堺トラム）新造工事（1両）

バス車両新造工事（1両）

徳島バス株式会社徳島営業所等建替工事

南海車両工業株式会社新堺工場建設工事

不動産業

南海会館ビル建替工事

流通業

高野線三国ヶ丘駅商業施設建替工事

レジャー・サービス業

ボートレース住之江外向発売所「ボートパーク住之江」新設工事

有料老人ホーム「南海ライフレーションあびこ道」建設工事

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 93 期 (平成21年度)	第 94 期 (平成22年度)	第 95 期 (平成23年度)	第 96 期 (平成24年度) (当 期)
営 業 収 益(百万円)	185,848	186,164	181,869	184,412
経 常 利 益(百万円)	12,006	11,466	11,067	15,474
当 期 純 利 益(百万円)	9,916	3,054	5,686	7,518
1株当たり当期純利益(円)	18.97	5.84	10.88	14.38
総 資 産(百万円)	819,354	799,455	789,591	781,589
純 資 産(百万円)	128,165	128,467	135,602	143,176

注 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を除いて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成25年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	持株比率	主要な事業内容
南海バス株式会社	100 <sup>百万円</sup>	100.0 <sup>%</sup>	バス事業
関西空港交通株式会社	96	80.0	バス事業
徳島バス株式会社	144	51.1	バス事業
南海フェリー株式会社	100	100.0	海 運 業
南海車両工業株式会社	80	100.0	車 両 整 備 業
南海不動産株式会社	100	100.0	不 動 産 販 売 業
南海商事株式会社	70	100.0	駅ビジネス事業
株式会社南海国際旅行	100	99.4	旅 行 業
住之江興業株式会社	400	63.2	ポートレース施設賃貸業
南海ビルサービス株式会社	100	90.1 (100.0)	ビル管理メンテナンス業
南海辰村建設株式会社	2,000	57.7 (63.2)	建 設 業

注 ( ) 内数字は、当社の子会社の持株数を含めた持株比率であります。

(7) 主要な事業内容、営業所及び工場 (平成25年3月31日現在)

当社グループは、運輸業をはじめ、不動産業、流通業、レジャー・サービス業、建設業及びその他の事業を営んでおります。

なお、主要な営業所等は、次のとおりであります。

会 社 名	主要な営業所、路線、施設等
当 社 (本社：大阪市)	<p><b>【鉄道事業】</b>            営業キロ程 154.8km (大阪府、和歌山県)            駅 数 100駅            車 両 数 706両</p> <p><b>【不動産賃貸業】</b>            南海ビル、パークスタワー、スイスホテル南海大阪、            南海堺東ビル、南海堺駅ビル (以上大阪府)、            南海和歌山ビル (和歌山県)</p> <p><b>【不動産販売業】</b>            南海橋本林間田園都市 (和歌山県)、南海美加の台、            南海くまとり・つばさが丘 (以上大阪府)</p> <p><b>【ショッピングセンターの経営】</b>            なんばCITY、なんばパークスShops&amp;Diners (以上大阪府)</p> <p><b>【遊園事業】</b>            みさき公園 (大阪府)</p>

会 社 名	主要な営業所、路線、施設等
南海バス株式会社 (本社：大阪府堺市)	【バス事業】 営業所 堺営業所、泉北営業所、東山営業所、 空港営業所、河内長野営業所、 光明池営業所（以上大阪府） 路 線 一般乗合バス94路線、高速バス10路線、 空港リムジンバス10路線 車 両 数 557両
関西空港交通株式会社 (本社：大阪府泉佐野市)	【バス事業】 営業所 りんくう営業所（大阪府） 路 線 空港リムジンバス20路線 車 両 数 97両
徳島バス株式会社 (本社：徳島市)	【バス事業】 営業所 北島営業所、徳島営業所、鳴門営業所、 鴨島営業所（以上徳島県） 路 線 一般乗合バス23路線、高速バス13路線 車 両 数 198両
南海フェリー株式会社 (本社：和歌山市)	【海運業】 営業所 和歌山営業所（和歌山県）、 徳島営業所（徳島県） 営業航路 和歌山港－徳島港 船 舶 数 2隻
南海車両工業株式会社 (本社：大阪府河内長野市)	【車両整備業】 堺工場、千代田工場、吉見工場（以上大阪府）
南海不動産株式会社 (本社：大阪市)	【不動産販売業】 彩の台販売センター（和歌山県）、 つばさが丘販売センター（大阪府）
南海商事株式会社 (本社：大阪市)	【駅ビジネス事業】 駅売店（大阪府内30店舗、和歌山県内3店舗）、 ショップ南海（大阪府内28か所）
株式会社南海国際旅行 (本社：大阪市)	【旅行業】 南海トラベルサロン（大阪府）、和歌山営業支店（和歌山県）、 東京営業部（東京都）、福岡営業支店（福岡県）
住之江興業株式会社 (本社：大阪市)	【ボートレース施設賃貸業】 ボートレース住之江（大阪府）
南海ビルサービス株式会社 (本社：大阪市)	【ビル管理メンテナンス業】 東京支店（東京都）、泉佐野営業所（大阪府）、 徳島営業所（徳島県）
南海辰村建設株式会社 (本社：大阪市)	【建設業】 東京支店（東京都）、和歌山営業所（和歌山県）

注1. 平成24年4月1日、南海本線孝子駅・紀ノ川駅間に和歌山大学前駅を開業いたしました。

2. 同日、当社は、会社法第784条第3項に規定する簡易吸収分割の方法により、ショップ南海を社とする駅周辺商業賃貸事業を南海商事株式会社に承継させました。

(8) 使用人の状況 (平成25年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減
8,209名	79名減

(9) 主要な借入先 (平成25年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	86,858 <sup>百万円</sup>
三井住友信託銀行株式会社	41,597
株式会社三菱東京UFJ銀行	32,223
株式会社三井住友銀行	30,717
三菱UFJ信託銀行株式会社	24,640

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況 (平成25年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,600,000,000株
- ② 発行済株式の総数 526,412,232株 (自己株式3,714,637株を含む。)
- ③ 株主数 55,190名 (前期末比882名減)
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	29,633 <sup>千株</sup>	5.7 <sup>%</sup>
日本生命保険相互会社	17,253	3.3
株式会社池田泉州銀行	7,945	1.5
三井住友信託銀行株式会社	7,580	1.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,368	1.4
株式会社三井住友銀行	7,147	1.4
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	5,594	1.1
株式会社高島屋	5,035	1.0
株式会社紀陽銀行	5,005	1.0
株式会社大林組	4,541	0.9

注 持株比率は、自己株式 (3,714,637株) を除いて計算しております。

## (2) 会社役員に関する事項

### ① 取締役及び監査役（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 兼 C E O (代表取締役)	山 中 諄	凜進130計画推進室担当 西日本高速道路株式会社 取締役会長（社外取締役） イズミヤ株式会社 社外取締役
取締役社長 兼 C O O (代表取締役)	亘 信 二	グループ事業室・監査部担当 関西鉄道協会 会長
専務取締役	福 田 順太郎	総務室長、東京支社長、和歌山支社長
常務取締役	関 西 節 美	事業推進室長、CSR推進室長
常務取締役	口 野 繁	鉄道営業本部長 南海辰村建設株式会社 社外監査役
常務取締役	金 森 哲 朗	流通営業本部長
取 締 役	細 井 康 史	グループ事業室長
取 締 役	高 木 俊 之	経営政策室長、難波開発室長
取 締 役	金 原 克 也	不動産営業本部長
取 締 役	岩 井 啓 一	経理室長
取 締 役	内 藤 碩 昭	株式会社三菱東京UFJ銀行 名誉顧問 岩谷産業株式会社 社外監査役
取 締 役	増 倉 一 郎	
取 締 役	村 上 仁 志	三井住友信託銀行株式会社 特別顧問 ダイキン工業株式会社 社外監査役
常任監査役 (常 勤)	藤 田 隆 一	南海辰村建設株式会社 社外監査役
常任監査役 (常 勤)	勝 山 正 章	
監 査 役	奥 正 之	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 パナソニック株式会社 社外取締役
監 査 役	岡 田 信 吾	星光ビル管理株式会社 代表取締役社長 株式会社みなと銀行 社外監査役
監 査 役	荒 尾 幸 三	弁護士 日本毛織株式会社 社外監査役 株式会社日本触媒 社外監査役

- 注1. 取締役 内藤碩昭、同 増倉一郎及び同 村上仁志は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 奥 正之、同 岡田信吾及び同 荒尾幸三は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役 内藤碩昭、同 増倉一郎及び同 村上仁志並びに監査役 岡田信吾及び同 荒尾幸三を東京・大阪・名古屋の各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。  
 4. 平成24年6月22日、常任監査役（常勤）小畠幸生は、任期満了により退任いたしました。

5. 同日、勝山正章は、新たに監査役に就任し、また同日開催の監査役会の決議により、常任監査役（常勤）に就任いたしました。
6. 当期中の担当の異動は、次のとおりであります。  
異動日：平成24年6月22日

氏 名	新	旧
金 森 哲 朗	流通営業本部長	流通営業本部長、 同本部企画部長

7. 平成24年6月28日、取締役会長兼CEO 山中 諄は、西日本高速道路株式会社の取締役会長（社外取締役）に就任いたしました。
8. 平成24年6月22日、常任監査役（常勤）藤田隆一は、南海辰村建設株式会社の社外監査役に就任いたしました。
9. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、次の6名であります。  
 阪田 茂 凜進130計画推進室長、同室部長  
 田中敏夫 鉄道営業本部副本部長、車両部長  
 遠北光彦 南海商事株式会社 取締役社長  
 井上慎治 和歌山バス株式会社 取締役社長  
 柘元政明 関西空港交通株式会社 取締役社長  
 福地俊明 事業推進室部長

## ② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	金 額
取締役（うち社外）	13 (3) <sup>名</sup>	262 (25) <sup>百万円</sup>
監査役（うち社外）	6 (3)	73 (25)

- 注1. 上記には、平成24年6月22日に任期満了により退任した監査役1名に対する報酬を含んでおります。
2. 社外監査役1名は、当社の子会社である住之江興業株式会社から、同社の役員報酬として1百万円の支給を受けております。

## ③ 社外取締役及び社外監査役に関する事項

ア、他の法人等の業務執行者又は社外役員等との重要な兼職に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	内 藤 碩 昭	岩谷産業株式会社 社外監査役
取 締 役	村 上 仁 志	ダイキン工業株式会社 社外監査役
監 査 役	奥 正 之	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 パナソニック株式会社 社外取締役
監 査 役	岡 田 信 吾	星光ビル管理株式会社 代表取締役社長 株式会社みなと銀行 社外監査役
監 査 役	荒 尾 幸 三	日本毛織株式会社 社外監査役 株式会社日本触媒 社外監査役

- 注1. 株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社である株式会社三井住友銀行は、当社の大株主であり、当社は、同行との間で資金借入等の取引を行っております。
2. その他の兼職先と当社との間に、開示すべき関係はありません。

## イ、主な活動状況

取締役 内藤碩昭、同 増倉一郎及び同 村上仁志は、上場会社の経営者としての経験を活かし、取締役会での議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

監査役 奥 正之、同 岡田信吾及び同 荒尾幸三は、取締役会に出席し、審議内容の確認を行うとともに、監査役会や代表取締役との面談において、主として内部統制の有効性を検証する観点からの質問や意見交換を行うなど、監査の充実に努めました。

なお、取締役会及び監査役会への出席状況は、次のとおりであります。

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会への出席状況
取 締 役	内 藤 碩 昭	取締役会 12回中12回出席
取 締 役	増 倉 一 郎	取締役会 12回中12回出席
取 締 役	村 上 仁 志	取締役会 12回中10回出席
監 査 役	奥 正 之	取締役会 12回中9回出席 監査役会 13回中10回出席
監 査 役	岡 田 信 吾	取締役会 12回中12回出席 監査役会 13回中13回出席
監 査 役	荒 尾 幸 三	取締役会 12回中12回出席 監査役会 13回中13回出席

### (3) 会計監査人に関する事項

#### ① 名 称

有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

区 分	金 額
ア、会計監査人の報酬等の額	71 <small>百万円</small>
イ、当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	126

注 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、アの金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人において会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、会計監査人の解任の検討を行い、解任が適当と判断したときは、会計監査人の解任又は不再任についての決定を行います。

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の健全な発展と企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定するとともに、内部監査及びコンプライアンス経営の推進を担当する専任組織を設置しております。

この「企業倫理規範」の精神を定着させるための指針として、当社及びグループ会社の役職員一人ひとりの業務や行動レベルにまでブレイクダウンして示す「コンプライアンスマニュアル」の策定や研修等を通じて、反社会的勢力との関係遮断とコンプライアンス経営の理念浸透に努めておりますほか、法的・倫理的問題を早期に発見し、是正していくための体制として、役職員からの通報・相談を受け付ける「企業倫理ホットライン制度」を設置しております。

また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営推進に向けた諸施策を審議するとともに、万一、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、同委員会において、その是正や再発防止策についての提言を行ってまいります。

このほか、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を適切に整備・運用するとともに、内部監査部門による有効性の評価を通じて、当該体制の維持・改善をはかってまいります。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書は、「文書規程」等の社内規則に従い、適切に作成のうえ、保存・管理を行っております。また、「情報セキュリティポリシー」を定め、当社が保有する情報資産を適切に保護し、情報資産の「機密性」、「完全性」及び「可用性」を確保するための体制を整えております。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機（重大事故及び災害を除く。）の発生を予防するとともに、発生した場合

の会社及び役職員並びに旅客・顧客に対する被害を最小限にとどめるための包括的な規範として「危機管理指針」を定めております。

また、重大事故及び災害の発生又は発生のおそれがある場合における対策組織、応急処理等を定めるとともに、災害発生時の旅客・顧客及び役職員の安全確保と早期復旧をはかり、被害を最小限に抑えることにより、企業の社会的責任を果たすことを目的として、「災害対策規程」を定めております。

鉄道事業におきましては、輸送の安全を確保するために、「安全管理規程」を制定し、「安全推進委員会」を設置しております。今後、なお一層、安全管理マネジメントの推進に努めてまいります。

このほか、各部門の所管業務に付随するリスクの管理については、対応部門において必要に応じ、研修や規程・マニュアルの整備等を行っております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務活動の組織的かつ効率的な運営を実現するために、社内規則により、業務組織及び事務分掌並びに各職位に配置された者の責任・権限・義務等が明確に定められております。

また、取締役会が設定する経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要な事項を審議するために、常勤取締役を構成員とする常務会を週1回開催するなど、業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めておりますほか、取締役会の監督機能の強化及び機動的な業務執行体制の確立を目的として、執行役員制度を導入しております。

このほか、経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくために、内部監査部門による内部監査を計画的に実施する体制を整えております。

#### ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ会社指導方針」及び「グループ会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社間の意思疎通の連携を密にし、重要な設備投資案件をはじめ一定の経営上の重要な事項はあらかじめ当社の承認を必要とするほか、「IT管理規程」を制定し、IT統制の確立に努めるなど、グループ全体としての業務の適正をはかっております。特に、グループ会社に対する融資の実行にあたっては、当社審査委員会による厳格な審査手続を設けております。

また、各グループ会社の事業規模・特性等を勘案したうえで組織形態・機関設計の基本方針を定めるとともに、役員の派遣、グループ会社経営会議等を通じて、グループ会社の適正な統治に努めております。さらに、グループ会社監査役連絡会を通じ、グループ各社の監査役の機能強化と情報の共有化をはかり、グループ全体の監査体制の整備強化に努めてまいります。

このほか、当社内部監査部門により、定期的に監査を実施する体制について

整備しております。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会及び監査役監査に関する事務を分掌する専任の組織として、監査役室を設置しております。監査役室の所属員は監査役の指揮命令に服すとともに、その異動及び評価については、常任監査役（常勤）の同意を得ることとしております。

常任監査役は、常務会その他重要な会議に出席し、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績及び財産の状況等の報告を聴取するほか、決裁後の稟議書及び内部監査報告書等重要な文書の回付を受ける体制を整えております。また、必要に応じ、取締役及び使用人との間で、個別の経営課題に関する意見交換を行うことができる体制を整えております。

**(2) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が企業価値を確保・向上させるためには、沿線住民を核とする顧客及び地域社会との良好な信頼関係を維持・強化していくことが必要であり、また、鉄道事業者としての最大の使命である安全輸送を確保することが何よりも重要であります。当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、

このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ② 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

### ア、基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、平成23年度から26年度までの4か年を対象期間とする中期経営計画「凜進130計画」を策定し、推進しております。この「凜進130計画」におきましては、対象とする4年間を「事業の『効率性追求』と『拡大と成長』により、事業構造の変革を成し遂げる4か年」として位置付け、次に掲げる5つの基本方針の下、上記1の(2)「対処すべき課題」に記載のとおり、各事業分野においてさまざまな企業価値の向上策に取り組んでおります。

#### (ア) 観光・インバウンドビジネスの推進

(イ) 不動産・流通事業の拡大

(ウ) 新たな事業領域への進出

(エ) なんばのまちづくり推進

(オ) グループ経営基盤の強化

### イ、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成23年6月24日開催の第94期定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の内容を改定したうえ、更新することについてご承認をいただいております。本プランの内容の概要は、次のとおりであります。

#### (ア) 目的

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

#### (イ) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。なお、買収者は、本プランに係る手続が開

始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされており。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等の内容等の検討に必要な情報等を当社に提出することが求められます。当社取締役会は、買収者から情報等が提出された場合、外部専門家からの助言又は意見を得たうえで、買付等の内容等の検討、買収者の提示する経営計画・事業計画等の検討、代替案の検討、買収者との協議・交渉等を行い、買付等の内容に対する意見をとりまとめ、株主の皆さまに対して提示します。

当社取締役会は、上記の手續に従い検討を行った結果、新株予約権の無償割当てを実施しない旨決定した場合を除き、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認するものとします。但し、本プランに定められた手續に従わない買付等であり、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合には、株主総会を招集せずに、取締役会において新株予約権の無償割当ての実施についての決議をすることができるものとします。

#### (ウ) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付等が本プランに定められた手續に従わないものであったり、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等であって本プランに定める要件に該当する場合には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆さまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

#### (エ) 本プランの有効期間及び廃止

本プランの有効期間は、平成23年6月24日開催の第94期定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、(i)当社の株主総会において、本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

③ 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

ア、基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②のアの取組み）について

上記②のアに記載した中期経営計画「凜進130計画」は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

したがって、これらの取組みや各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記②のイの取組み）について

上記②のイに記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会において株主の皆さまの承認を得て改定・更新されたものであること、株主総会又は取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていること、発動の是非についても、一定の場合を除き、株主総会において株主の皆さまの意思を確認することとしていること等、株主意思を重視するものであり、また、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていること、本プランの運用に際して外部専門家の助言又は意見を取得することとしていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ご参考)

本プランは、本総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、本年3月28日開催の取締役会において、本総会において株主の皆さまのご承認が得られることを条件に、本プランの内容を改定したうえ、更新することについて決定しております。改定後の本プランの内容につきましては、後記株主総会参考書類「第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件」をご参照下さい。

---

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、百万人単位の記載人員は百万人未満を、千株単位の記載株式数は千株未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>87,171</b>	<b>流動負債</b>	<b>194,634</b>
現金及び預金	18,705	支払手形及び買掛金	19,848
受取手形及び売掛金	17,560	短期借入金	114,169
有価証券	9,000	1年以内償還社債	10,000
商品及び製品	27,177	未払法人税等	3,365
仕掛品	850	賞与引当金	2,066
原材料及び貯蔵品	2,144	その他	45,184
繰延税金資産	2,321		
その他	9,505		
貸倒引当金	△95		
<b>固定資産</b>	<b>694,418</b>	<b>固定負債</b>	<b>443,779</b>
有形固定資産	664,409	社債	85,000
建物及び構築物	325,360	長期借入金	260,530
機械装置及び運搬具	17,126	繰延税金負債	33,754
土地	293,914	再評価に係る繰延税金負債	23,957
建設仮勘定	25,051	退職給付引当金	13,390
その他	2,956	建替関連損失引当金	1,081
無形固定資産	2,648	その他	26,064
施設利用権	2,648		
投資その他の資産	27,360	<b>負債合計</b>	<b>638,413</b>
投資有価証券	20,857	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	108	<b>株主資本</b>	<b>108,197</b>
繰延税金資産	2,497	資本金	63,739
その他	6,309	資本剰余金	18,471
貸倒引当金	△2,412	利益剰余金	27,313
		自己株式	△1,325
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>32,200</b>
		その他有価証券評価差額金	3,967
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	28,234
		<b>少数株主持分</b>	<b>2,777</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>143,176</b>
<b>資産合計</b>	<b>781,589</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>781,589</b>

# 連結損益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		184,412
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	156,485	
販売費及び一般管理費	5,952	162,438
営業利益		21,973
営業外収益		
受取利息及び配当金	513	
のれんの償却額	223	
その他の収益	841	1,578
営業外費用		
支払利息及び社債利息	7,489	
その他の費用	587	8,077
経常利益		15,474
特別利益		
工事負担金等受入額	13,423	
その他の利益	1,821	15,244
特別損失		
工事負担金等圧縮額	13,327	
減損損失	4,583	
その他の損失	930	18,842
税金等調整前当期純利益		11,877
法人税、住民税及び事業税	3,753	
法人税等調整額	335	4,089
少数株主損益調整前当期純利益		7,787
少数株主利益		269
当期純利益		7,518

# 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	63,739	18,471	23,401	△1,304	104,307
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△2,613		△2,613
当期純利益			7,518		7,518
土地再評価 差額金の取崩			△993		△993
自己株式の取得				△22	△22
自己株式の処分		0		1	1
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	3,911	△21	3,890
当 期 末 残 高	63,739	18,471	27,313	△1,325	108,197

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,579	-	27,240	28,819	2,474	135,602
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△2,613
当期純利益						7,518
土地再評価 差額金の取崩						△993
自己株式の取得						△22
自己株式の処分						1
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	2,388	△0	993	3,380	302	3,683
当期変動額合計	2,388	△0	993	3,380	302	7,574
当 期 末 残 高	3,967	△0	28,234	32,200	2,777	143,176

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>59,231</b>	<b>流動負債</b>	<b>179,051</b>
現金及び預金	8,187	短期借入金	103,553
未収運賃	2,864	1年以内償還社債	10,000
未収金	3,142	未払金	16,739
未収収益	805	未払費用	3,281
短期貸付金	5,223	未払消費税等	439
有価証券	9,000	未払法人税等	2,534
販売土地及び建物	24,874	預り連絡運賃	1,155
貯蔵品	1,646	預り金	21,045
前払費用	356	前受運賃	2,791
繰延税金資産	1,602	前受金	15,899
その他の流動資産	2,293	前受収益	690
貸倒引当金	△765	賞与引当金	921
<b>固定資産</b>	<b>680,835</b>	<b>固定負債</b>	<b>429,903</b>
鉄道事業固定資産	292,989	社債	85,000
開発関連及び付帯事業固定資産	299,783	長期借入金	256,117
各事業関連固定資産	7,152	繰延税金負債	33,384
建設仮勘定	24,121	再評価に係る繰延税金負債	23,224
投資その他の資産	56,788	退職給付引当金	8,545
関係会社株式	30,553	関係会社事業損失引当金	44
投資有価証券	13,522	建替関連損失引当金	1,081
出資金	400	資産除去債務	128
長期貸付金	12,868	その他の固定負債	22,376
長期前払費用	557	<b>負債合計</b>	<b>608,954</b>
その他の投資等	1,488	<b>(純資産の部)</b>	
投資評価引当金	△140	<b>株主資本</b>	<b>101,506</b>
貸倒引当金	△2,460	資本金	63,739
		資本剰余金	18,478
		資本準備金	15,935
		その他資本剰余金	2,542
		利益剰余金	20,614
		その他利益剰余金	20,614
		繰越利益剰余金	20,614
		自己株式	△1,325
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>29,605</b>
		その他有価証券評価差額金	2,213
		土地再評価差額金	27,391
		<b>純資産合計</b>	<b>131,111</b>
<b>資産合計</b>	<b>740,066</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>740,066</b>

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
鉄 道 事 業		
営 業 収 益	55,223	
営 業 費	45,756	
営 業 利 益		9,466
開 発 関 連 及 び 付 帯 事 業		
営 業 収 益	33,538	
営 業 費	25,795	
営 業 利 益		7,742
全 事 業 営 業 利 益		17,209
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,035	
そ の 他 の 収 益	518	1,553
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 及 び 社 債 利 息	7,329	
そ の 他 の 費 用	1,036	8,366
経 常 利 益		10,397
特 別 利 益		
工 事 負 担 金 等 受 入 額	13,228	
受 取 違 約 金	689	
固 定 資 産 売 却 益	241	14,159
特 別 損 失		
工 事 負 担 金 等 圧 縮 額	13,132	
減 損 損 失	2,027	
関 係 会 社 事 業 損 失	1,414	
固 定 資 産 売 却 損	270	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	196	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	59	17,101
税 引 前 当 期 純 利 益		7,454
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,661	
法 人 税 等 調 整 額	340	2,001
当 期 純 利 益		5,453

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	63,739	15,935	2,542	18,478	18,759	△1,304	99,672
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△2,613		△2,613
当期純利益					5,453		5,453
土地再評価 差額金の取崩					△984		△984
自己株式の取得						△22	△22
自己株式の処分			0	0		1	1
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	0	0	1,855	△21	1,834
当 期 末 残 高	63,739	15,935	2,542	18,478	20,614	△1,325	101,506

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	274	26,407	26,682	126,354
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△2,613
当期純利益				5,453
土地再評価 差額金の取崩				△984
自己株式の取得				△22
自己株式の処分				1
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	1,938	984	2,922	2,922
当期変動額合計	1,938	984	2,922	4,757
当 期 末 残 高	2,213	27,391	29,605	131,111

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

南海電気鉄道株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正人 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今井 康好 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、南海電気鉄道株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、南海電気鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

南海電気鉄道株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正人 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、南海電気鉄道株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

平成25年5月10日

南海電気鉄道株式会社

代表取締役社長 亘 信 二 殿

南海電気鉄道株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 藤 田 隆 一 ㊟

常任監査役(常勤) 勝 山 正 章 ㊟

社外監査役 奥 正 之 ㊟

社外監査役 岡 田 信 吾 ㊟

社外監査役 荒 尾 幸 三 ㊟

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換をはかり、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書に

ついて検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものでないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、会社をとりまく経営環境は依然として厳しいものがございますが、当期の業績と経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円（中間配当を見送りましたので年5円配当）  
総額 2,613,487,975円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年6月24日

### 第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役13名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やま なか まこと 山 中 諄 (昭和18年2月1日生)	昭和40年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社取締役社長 平成19年6月 当社取締役会長兼CEO、現在に至る 平成23年6月 当社凜進130計画推進室担当、現在に至る  (重要な兼職の状況) 西日本高速道路株式会社 取締役会長（社外取締役） イズミヤ株式会社 社外取締役	158,960株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	わたり しん じ 巨 信 二 (昭和25年4月12日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役社長兼COO、現在に至る 平成22年6月 当社監査部担当、現在に至る 平成23年6月 当社グループ事業室担当、現在に至る (重要な兼職の状況) 関西鉄道協会 会長	104,050株
3	ふく だ じゅん た ろう 福 田 順 太 郎 (昭和24年12月6日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社専務取締役、現在に至る 平成23年6月 当社総務室長、東京支社長、和歌山支社長、現在に至る	77,050株
4	かな もり てつ ろう 金 森 哲 朗 (昭和33年12月13日生)	昭和56年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社経営企画部長 平成20年6月 当社堅進126計画推進室部長 平成21年6月 当社取締役 平成23年6月 当社常務取締役、現在に至る 平成23年6月 当社流通営業本部長、現在に至る	33,000株
5	たか ぎ とし ゆき 高 木 俊 之 (昭和35年6月5日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社堅進126計画推進室部長 平成22年6月 当社経営政策室部長 平成23年6月 当社取締役、現在に至る 平成23年6月 当社経営政策室長、難波開発室長、現在に至る	14,000株
6	かね はら かつ や 金 原 克 也 (昭和35年6月5日生)	昭和58年4月 当社入社 平成22年10月 当社PM事業部長 平成23年6月 当社取締役、現在に至る 平成23年6月 当社不動産営業本部長、現在に至る	42,230株
7	いわ い けい いち 岩 井 啓 一 (昭和35年4月2日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年6月 当社経理部長 平成23年6月 当社取締役、現在に至る 平成23年6月 当社経理室長、現在に至る	12,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	※ あち きた てる ひこ 遠 北 光 彦 (昭和29年9月9日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年6月 株式会社南海徳島ビルディング取締役社長(当社部長待遇) 平成21年6月 南海商事株式会社取締役社長、現在に至る 平成24年6月 当社執行役員、現在に至る	5,000株
9	※ いの うえ つとむ 井 上 努 (昭和30年4月21日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年9月 当社法務部長 平成21年6月 当社環境推進部長 平成24年6月 南海不動産株式会社取締役社長、現在に至る	7,000株
10	※ さか た しげる 阪 田 茂 (昭和34年2月3日生)	昭和57年4月 当社入社 平成18年6月 当社監査役室部長 平成23年6月 当社執行役員、現在に至る 平成23年6月 当社凍進130計画推進室長、同室部長、現在に至る	4,000株
11	ない とう みつ あき 内 藤 碩 昭 (昭和12年3月11日生)	昭和35年4月 株式会社三和銀行入行 平成11年6月 同行取締役会長 平成13年6月 当社取締役、現在に至る 平成14年1月 株式会社UFJホールディングス取締役会長 平成14年6月 株式会社UFJ銀行特別顧問 平成16年7月 同行名誉顧問 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行名誉顧問、現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社三菱東京UFJ銀行 名誉顧問 岩谷産業株式会社 社外監査役	0株
12	ます くら いち ろう 増 倉 一 郎 (昭和13年3月27日生)	昭和36年3月 株式会社高島屋入社 平成13年3月 同社取締役社長 平成15年3月 同社取締役会長 平成16年6月 当社監査役 平成17年3月 株式会社高島屋取締役相談役 平成17年6月 当社取締役、現在に至る	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
13	むら しみ ひと し 村上仁志 (昭和16年5月28日生)	昭和39年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成10年3月 同社取締役会長 平成17年6月 同社特別顧問 平成23年6月 当社取締役、現在に至る 平成24年4月 三井住友信託銀行株式会社特別顧問、現在に至る  (重要な兼職の状況) 三井住友信託銀行株式会社 特別顧問 ダイキン工業株式会社 社外監査役	0株

- 注1. 取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。
3. 取締役候補者 内藤碩昭、同 増倉一郎及び同 村上仁志の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 取締役候補者 内藤碩昭及び同 村上仁志の両氏は銀行の経営者としての、また、取締役候補者 増倉一郎氏は百貨店の経営者としての経歴を各々有しており、これらの経歴を通じて培った幅広い見識に基づき、当社の経営全般に対する的確な助言と監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者として選任しております。
5. 取締役候補者 内藤碩昭氏が社外監査役として在任中の岩谷産業株式会社は、エアセバレートガス（酸素、窒素、アルゴン）の販売に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）に違反するとして、平成23年5月に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、コンプライアンスに関して、かねてより他の監査役と連携して、内部統制システムや具体的施策について確認・意見表明を行ってまいりました。また、上記事実を受けて、あらためて法令遵守の徹底、コンプライアンスの一層の強化、再発防止に向けた発言を行うなど、社外監査役としての責務を果たしております。
6. 取締役候補者 村上仁志氏が社外監査役として在任中のダイキン工業株式会社及び同社の子会社において、平成21年4月に不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。同氏は、上記事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。かねてより同社取締役会及び同社監査役会等において、法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。また、上記事実の判明後は、再発防止のための提言を行うなど、社外監査役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。
7. 取締役候補者 内藤碩昭、同 増倉一郎及び同 村上仁志の各氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は、各氏を東京・大阪・名古屋の各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりますが、各氏が再選されることを条件に、引き続き独立役員として指定し、各証券取引所に届け出る予定であります。なお、各氏の当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって次のとおりとなります。
- |       |     |
|-------|-----|
| 内藤碩昭氏 | 12年 |
| 増倉一郎氏 | 8年  |
| 村上仁志氏 | 2年  |

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 岡田信吾氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
あ い ば こ う じ 饗 庭 浩 二 (昭和29年10月8日生)	昭和53年4月 日本生命保険相互会社入社 平成17年7月 同社取締役 平成19年1月 同社取締役 執行役員 平成19年7月 同社執行役員 平成20年3月 同社常務執行役員 平成22年3月 同社専務執行役員 平成25年3月 星光ビル管理株式会社顧問、現在に至る (重要な兼職の状況) 星光ビル管理株式会社 顧問	0株

- 注1. 監査役候補者 饗庭浩二氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 饗庭浩二氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 監査役候補者 饗庭浩二氏は、生命保険会社の業務執行者として培った幅広い見識に基づき、当社における監査の実効性を高めていただけるものと考え、社外監査役候補者として選任しております。
4. 当社は、監査役候補者 饗庭浩二氏が社外監査役に選任されることを条件に、同氏を東京・大阪・名古屋の各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

当社定款第18条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策の内容を改定して更新すること、及び当社株式の大量買付行為に関する対応策に利用するため、下記2.「本プランの内容」記載の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

##### 1. 当社株式の大量買付行為に関する対応策の更新を必要とする理由

当社は、平成25年3月28日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本総会における株主の皆さまのご承認を条件に、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、本総会における承認に基づく改定前のプランを「旧プラン」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）の内容を改定したうえ、更新することについて決定いたしました。なお、旧プランは本総会終結の時をもって有効期間が満了することになります。本議案は、上記のとおり、本プランを更新すること及び新株予約権無償割当てに関する事項の決定を取締役に委任することにつきお諮りするものであります。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針  
前記事業報告「3. 会社の体制及び方針」中、「(2) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 ① 基本方針の内容」をご参照下さい。

##### (2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記（1）に記載した基本方針に沿ったものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案したり、あるいは株主の皆さまがかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であります。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 目的

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

#### (b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています。なお、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています(詳細については下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい)。

#### (c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買収を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権(その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆さまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

#### (d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、原則として、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することを予定しています。当社取締役会は、これらの過程において、外部の専門家に対し、買収行為に対する対応の方法等について助言を求めることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、株主の皆さまへの情報開示を通じてそ

の透明性を確保することとしています。

## (2) 本プランの発動に係る手続

### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行うおとする者（以下「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は、株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### (b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとし、）及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記 (c) に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

### (c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等

においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。

#### 記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者、買付者等を被支配法人（注10）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注11）
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、本新株予約権の無償割当てを実施します。

#### (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉

##### ① 当社取締役会による検討等

当社取締役会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、適宜検討期間（原則として90日を上限とします。以下「当社検討期間」といいます。）を定め、買付等の内容等の検討、買付者等の提示する経営計画・事業計画等の検討、代替案の検討等を行います。また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、当社取締役会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲（原則として、30

日を上限とします。)内で、当社検討期間を延長することができるものとします。当社検討期間が延長された場合、当社取締役会は、延長される期間及び理由を速やかに情報開示するものとします。

② 外部専門家からの意見等の取得

当社取締役会は、当社取締役会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、外部のファイナンシャル・アドバイザー及び弁護士等の助言を必ず得るとともに、必要に応じて、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言又は意見を得るものとします。

③ 当社取締役会による意見の提示

上記①の検討等の後、当社取締役会は、当社取締役会としての買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。また、代替案がある場合は当該代替案を含むものとします。以下同じとします。）をとりまとめ、株主の皆さまに対して提示いたします。

(e) 株主意思確認総会の招集／取締役会の決議

当社取締役会は、上記(d)に定めた手続に従い検討を行った結果、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨決定した場合を除き、原則として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認するものとします。但し、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち、発動事由その1に該当する場合には、株主意思確認総会を招集せずに、取締役会において本新株予約権の無償割当ての実施についての決議をすることができるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集いたします。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等についての決定を行うものとします。

上記にもかかわらず、当社取締役会は、株主意思確認総会又は当社取締役会において一旦本新株予約権の無償割当ての実施の決定をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得することがあります。

- ① 当該決定後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- ② 当該決定の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等に

よる買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

上記のほか、当社取締役会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると判断する場合に、株主総会を開催し、買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことができるものとします。

#### (f) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、買付者等により情報提供がなされたか否かに関する事実、当社検討期間が開始した事実、当社検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由、株主意思確認総会の招集を決定した事実を含みます。）、株主意思確認総会の決議の概要、当社取締役会の決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当すると認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される株主意思確認総会の決議（但し、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される事由により株主意思確認総会を招集しない場合には、当社取締役会の決議）により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

##### 記

##### 発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

##### 発動事由その2

以下の各号に定める要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得するなど、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係や当社グループのブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）の皆さまに対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### (d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

##### (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者（注12）、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者（注13）、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者（注14）（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注15）が存在する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社

取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものをすべて取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会最終後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、(I)当社の株主総会において、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(II)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、本総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成25年3月28日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができますものとしします。

注1. 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

2. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
6. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
9. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
10. 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
11. 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について上記2(2)(c)①に準じた情報を含みます。
12. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社株主総会又は当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとしします。本議案において同じとします。

13. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社株主総会又は当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
14. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
15. 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社株主総会又は当社取締役会が定めるものとします。

以上

## 株主総会会場ご案内略図



- 南海電鉄なんば駅南口より徒歩約4分
- 地下鉄なんば駅5番出口より徒歩約5分
- 32番出口より徒歩約7分

※お車でのご来場はご遠慮下さい。